

経済産業省

20200930中第6号
令和2年10月2日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。このところ持ち直しの動きがみられます。こうした中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の引上げの両立を図り、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要です。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大については、我が国の経済活動全体に甚大な影響が及んでおり、中小企業・小規模事業者の事業活動も縮小又は休止を余儀なくされていることから、早期の事業立て直しのため、官公需発注において中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要な状況となっております。

また、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっております。加えて、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、これまで以上に配慮する観点から、国等全体として60.0%、契約目標額については約4兆7,449億円になるよう目指

すものといいたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の契約実績を踏まえ、国等全体として3%を目指すものといいたしました。

さらに、著作権の二次的活用を図る観点からコンテンツ版バイ・ドール契約の活用促進に努めること、支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応すること、また、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約時点で反映しておくことや人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても受注者が最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮すること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標の見直しに関する事項（基本方針 第1「2」関係）

官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努め、かつ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、これまで以上に配慮する観点が必要であること。また、新規中小企業者の契約比率については、平成27年度以降の契約実績の平均を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとされていること。

2. 新型コロナウイルス感染症関連の措置事項の活用（基本方針 第2「3」関係）

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約

金額の変更等の措置事項の活用を図ること。

3. 地方公共団体と連携した「働き方改革」に対応する取組に関する事項（基本方針 第2「5」（9）、「6」（5）、「8」（3）、第3「1」（3）及び「2」（2）関係）

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること。

これは、「都道府県中小企業者調達推進協議会」、「官公需確保対策地方推進協議会」、「地域発注者協議会」等の場を通じて、「働き方改革」に対応するそれぞれの取組について、地方公共団体と連携することを求めるものであること。

4. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「6」（6）関係）

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること。

5. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第2「8」関係）

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じた必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する等、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

6. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項（基本方針 第3「1」（3）関係）

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

7. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2「1」、「2」、「6」（4）

③及び（７）関係）

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮等、災害関連の措置事項のなお一層の活用を図ること。